

期日	期間	会場	参加者	研修内容
10.5~6	2日	白河合同会議場	15名	
10.22~23	〃	原町合同会議場	25名	
11.8~9	〃	会津若松市立第二中学校	31名	
11.24~25	〃	いわき合同会議場	25名	
1.17~18	〃	県立郡山養護学校	13名	
1.20~21	〃	県立須賀川養護学校	23名	
		合計	249名	

(3) 「養護教育課程編成の手引き」の刊行

- ① 題名 「精神薄弱養護学校・特殊学級教育課程編成の手引き」
- ② 部数 1,300部 (A5版 53ページ)
- ③ 内容 ア 教育課程の基準
イ 養護学校・特殊学級における学習指導要領の取り扱い
ウ 教育課程編成の留意事項
- ④ 配布先 盲・聾学校及び養護学校、公立小・中学校、市町村教育委員会、その他関係機関

5 研究指定校

- (1) 心身障害児理解推進研究指定校 (文部省指定)
 - ・学校名 須賀川市立第一中学校 (発表:昭和57年11月25日)
いわき市立草野小学校 (発表:昭和57年10月22日)
 - ・指定期間 昭和56年度、昭和57年度
 - ・研究内容 「小学校及び中学校の児童生徒に、心身障害児に対する正しい理解と認識を深めさせるための指導の在り方についての研究」
- (2) 重度・重複障害教育研究指定校
 - ・学校名 県立西郷養護学校
県立猪苗代養護学校
 - ・指定期間 昭和57年度、昭和58年度
 - ・研究内容 「重度・重複障害教育に関する教育課程及び学習指導の方法等に関する研究」
—個々の子どもの特性に応じたコミュニケーション能力を育てる指導(西郷養護学校)
一人とのかかわりの力を育てるのぞましい指導はどうあればよいか(猪苗代養護学校)

6 生徒指導・進路指導

- (1) 生徒指導

心身に障害をもつ児童生徒の指導は、健常な児童生徒と共に一般性を基礎とし、障害による特性を十分に考慮して進めなければならない。しかし、障害の種類・程度は極めて、多様があるので、指導に当たっては、児童生徒一人一人の障害の状態、能力、特性等を十分把握し、その実態に応じた指導目標を明確にし、次の点を特に重視して実践に努めるよう指導した。

① 全職員の共通理解に立つ指導を進めるとともに、家庭・施設・病院との密接な連携を図り、一貫した指導体制

の確立に努める。

- ② 教育活動全体を通じて、社会的自立を目指し、身辺処理・基本的生活習慣の確立に努める。
- ③ 特別活動等を中心に、教育活動全体を通じて、それぞれの能力・特性の伸長を図り、自主性・自律性を育てるに努める。
- ④ 交流教育等の指導の充実を図り、障害を克服して社会に参加しようとする意欲、態度、習慣を育成するとともに、地域社会の人々に、障害に対する正しい理解を広げることに努める。
- ⑤ コミュニケーションに障害をもつ児童生徒に対し、その心情の理解と障害の改善に努める。

(2) 進路指導

障害の重度・重複化の傾向が進み、進路指導は一層きめ細かな対応が必要となっている。従って、進路指導に当たっては、一人一人に、自己の障害について正しく理解させるとともに、障害を克服して社会に参加しようとする意欲を育てることを目的として、次の諸点に留意して努力するよう指導した。

- ① 小・中・高各学部の連携を密にし、一貫した進路指導体制を確立し発達段階に応じた指導に努める。
- ② 障害に対する自己理解を深め、適切な進路設計ができるよう経験領域の拡大に努める。
- ③ 進路に関する情報・資料を収集整理し計画的活用に努める。
- ④ 進路相談活動の充実に努める。
- ⑤ 関係機関、家庭との連携を緊密にし、適切な指導に努める。

7 特別活動

(1) 卒業式

県立盲・聾・養護学校卒業者数

学部別	男女別	男	女	計
幼稚部		2	7	9
小学校部		78	66	144
中学校部		85	63	148
高等部		30	16	46
計		195	152	347

(※)盲学校の専攻科は高等部に含む。